

大垣女子短期大学みずき会奨学規程

(平成6年4月6日制定)

(目 的)

第1条 この規程は、大垣女子短期大学みずき会会則第3条に則り、大垣女子短期大学に在学する学生の奨学金貸与（以下「みずき会奨学金」という。）に関する事項を定め、優秀な人材を育成することを目的とする。

(資 格)

第2条 この規程により、みずき会奨学金を希望する学生（以下「奨学生」という。）は、身体強健、向学心賢固と認められる者でなければならない。

(応募・決定)

第3条 みずき会奨学金を希望する学生は、みずき会奨学金申請書（様式1の1）・みずき会奨学生採用願書（様式1の2）を提出しなければならない。

2. 奨学生の選考は、「みずき会役員会」において審議決定する。

(定 数)

第4条 奨学生の定数は、各年度ごとに総会において決定する。

(貸与額)

第5条 貸与額は、奨学生の所属する学科の学納金の50%の範囲内とする。

(奨学金貸与の停止)

第6条 奨学生が次の各号の一に該当するときは、みずき会役員会の議を経て、その後の奨学金貸与は停止する。

- (1) 死亡したとき
- (2) 疾病などのため修学の見込がないと認められたとき
- (3) 休学・退学したとき
- (4) 第2条の奨学生としての資格に欠けると認められたとき
- (5) 奨学生として、ふさわしくない不行跡な行為のあったとき

(奨学金の返還)

第7条 奨学生は、原則として本学卒業後5年間以内にみずき会奨学金借用証書（様式2の1）みずき会奨学金返還証明書（様式2の2）に基づき、貸与されて奨学金を返済しなければならない。

2. 奨学生が退学したときは、退学6ヶ月後から前項に準じて返還しなければならない。
3. 奨学生が死亡したとき、みずき会奨学金の返還が著しく延滞し、若しくは返済が不能になったときは連帯保証人は奨学生にかわり返済の義務を負うものとする。

(期 間)

第8条 奨学生としての期間は原則として1年度（毎年4月～翌年3月）とする。

ただし、第6条該当者については期間中に奨学事由が消滅し、その時までとする。

2. 次年度引き続きみずき会奨学金を希望する者は改めて申請するものとする。

(届出の義務)

第9条 奨学生又は親権者は次の場合には、直ちにみずき会会長に届け出なければならない。

(1) 休学・復学・転学または退学したとき

(2) 本人・連帯保証人の身分・住所等その他重要な事項に異動があったとき

2. 奨学生が死亡したとき保証人は戸籍抄本を添えてただちに届けなければならない。

(返還の猶予)

第10条 疾病、その他特別な事情のため奨学金のため奨学金の返還が困難な者については、返還期間を延長することができる。

(遅延利息)

第11条 正当な理由なしに奨学金の返還を遅延したときは、その間年5分の割合の遅延利息を徴収する。

(委任)

第12条 この規程の実施について必要な事項はみずき会会長が定める。

附 則

この規程は、平成6年4月6日から施行する。

附 則

1. この規程は、平成17年10月30日から施行する。

2. この規程の改廃については、みずき会役員会において決定するものとする。